

# 国民年金保険料には免除制度があります

国民年金は、加入者である皆さんに保険料(平成21年度は月額 1万4660円)の納付をしていただくことで成り立っていますが、所得が低いなどの理由から保険料を納めるのが困難なとき、申請すれば納付が免除される制度があります。

問 国保年金課国民年金係  
(☎826-1111 内線2290、2291)

## 保険料の免除制度について

### □免除制度の種類

保険料の免除制度	内 容	月々の保険料額
全 額 免 除 制 度	保険料の全額が免除	—
4分の3免除制度	保険料の4分の1を納付	3670円
2分の1免除制度	保険料の2分の1を納付	7330円
4分の1免除制度	保険料の4分の3を納付	1万1000円



### □免除制度の条件

本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ次の表に示す基準額以下であることが条件です。

免除の種類 扶養人数	全額免除	一 部 免 除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
扶養なし	57万円	78万円	118万円	158万円
1人扶養	92万円	116万円	156万円	196万円
2人扶養	127万円	154万円	194万円	234万円
3人扶養	162万円	192万円	232万円	272万円

※一部免除の基準額は扶養親族等控除額、社会保険料控除額などで変わります。

※一部免除制度は、保険料の一部を免除することで、残りの保険料を納付する制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

●国民年金(基礎年金)の給付の2分の1(平成21年度以前分は3分の1)は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

●免除または猶予された保険料については、10年以内ならば追納することができます。この場合、承認を受けた年度から3年度目以降に納付するときは、経過した年数に応じて、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。

## 保険料の若年者納付猶予制度について

20歳代の若年者は、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が全額免除の範囲以内であれば、保険料の納付を先延ばし(10年間)

することができます。申請時期、承認期間は免除制度と同じです。猶予承認期間に初診があった場合には障害年金の対象にもなります。

### 免除・若年者納付猶予を申請するには

平成21年7月～22年6月分の申請は、**8月31日(月)までに申請してください。**

- ◆17年度以降に「継続申請」を希望し、その所得が承認基準以内のために全額免除、納付猶予が承認されている方は、改めて申請する必要がありません。離職票等を添付し、退職を理由として承認された方は、更新のために再度申請をする必要があります。
- ◆申請には**年金手帳**と**はんこ**をお持ちください。

- ◆所得の申告をされていない場合は申告をしてから申請してください。  
※ほかの市町村で所得の申告をされた方は、21年度住民税課税証明書が必要になります。
- ◆失業などの理由で申請するときには、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写しが必要です。
- ◆保険料の免除申請については年金係で受け付けていますが、申請が遅れると障害基礎年金などが受給できなくなりますのでご注意ください。